

豊橋市立特別支援学校整備連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市が進める特別支援学校の整備にあたり、豊橋市立特別支援学校整備連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、豊橋市立特別支援学校の整備における必要な事項について意見交換等を行う。

(委員の構成)

第3条 協議会は、委員15名程度をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体の構成員のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、豊橋市立特別支援学校開校の日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は新たに委員を委嘱することができるものとする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名
愛知県教育委員会 財務施設課
愛知県教育委員会 特別支援教育課
愛知県立豊川養護学校
蒲郡市教育委員会 庶務課
田原市教育委員会 教育総務課
田原市健康福祉部
田原市社会福祉協議会
豊川市教育委員会 庶務課
こども発達センター
豊橋市野依校区自治会
豊橋市野依町自治会
豊橋障害者(児)団体連合協議会
豊橋市立小中学校特別支援教育研究部
豊橋市立南稜中学校
豊橋市立野依小学校
その他、教育委員会が必要と認める団体